

有明佐賀空港の民間運営委託検討調査【事業主体:佐賀県】

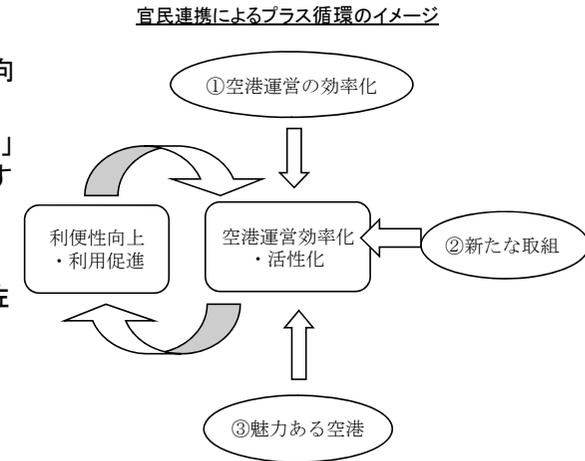
平成24年3月

施設概要

施設名 有明佐賀空港
 設置・管理者 佐賀県(地方管理空港)
 滑走路 2,000m×1本
 エプロン 4バース
 運用時間 18.5時間
 (00:30~04:30/06:30~21:00)
 就航路線 東京便(4便/日)
 上海便(2便/週)
 関空便(夜間貨物 5便/週)
 旅客数 34万人(平成22年度実績)

検討の背景と方針

- 佐賀県では、社会資本の維持管理・運営費の削減とともに民間参入機会を増やし、更なるサービスの向上を目指している。
- 有明佐賀空港については、「佐賀県総合計画2011」において目指す姿として、「空港がますます使いやすくなり、国内外を問わず、人、モノの交流が盛んになっている」ことを示している。
- 上記を実現するために、次の視点をふまえ、有明佐賀空港の活性化にむけてプラスに循環する官民連携のあり方について検討を実施した。
 - ①空港運営の効率化
 - ②「新たな取組」による空港活性化
 - ③「魅力ある空港」による空港活性化



検討内容

- 有明佐賀空港を取り巻く現状と課題
 - ・有明佐賀空港の現状
 - ・有明佐賀空港に関する県の方針と取組
 - ・空港運営の効率化へ向けた取組
 - ・北部九州空港との競合分析
 - ・有明佐賀空港の課題と対応策
- 空港分野における官民連携の動きと利活用促進策
 - ・官民連携の各種制度・スキーム
 - ・国管理空港における官民連携の動き
 - ・地方管理空港における官民連携の動き
 - ・海外空港におけるコンセッション事例
 - ・国内外空港における利活用促進策事例
- 有明佐賀空港における官民連携のあり方
 - ・有明佐賀空港の目指すべき方向と将来像
 - ・官民連携スキームのあり方と関係者ニーズ
 - ・想定される官民連携スキームの概要と分析
 - ・官民連携の実現への課題と進め方

空港の官民連携における関係者の役割とメリット

官民連携においては民間事業者の役割拡大のみならず、管理者である県も引き続き重要な役割を担うことが想定される。また、地元経済界の後押しや航空会社との連携など、空港活性化むけて関係者が一体となって取り組みそれぞれのメリットを享受することが肝要である。

分類	主体	官民連携における役割	官民連携によるメリット
管理者	県	・空港の設置・管理者 ・利活用促進策、路線誘致実施	・空港運営の効率化、財政負担の削減 ・空港活性化、利活用促進
民間事業者	・ターミナル事業者 ・指定管理者 ・公共施設等運営権者等	・空港運営の効率的実施 ・空港活性化策の実施 ・利活用促進策、路線誘致実施	・事業拡大、収益性向上の機会
地元経済界	地元企業	・利用の促進	・空港の利便性・魅力の向上
	観光業界	・観光振興施策の実施	・観光客等の増加
	バス・タクシー業界	・空港アクセスの確保・改善	・利用者の増加
航空会社	就航航空会社	・新規路線の就航	・搭乗率の向上 ・着陸料等の低減 ・新規路線の就航
利用者	利用者・県民	—	・空港の利便性・魅力の向上

想定される官民連携スキームのイメージ

民間事業者の業務範囲、事業運営や経営に関する権限の程度等により複数の官民連携スキームが想定され、民間の役割分担に応じて段階的に導入することが有効であると考えられる。

スキーム1: 指定管理者制度 (単純委託型)

施設の安全確保や権限行使(運航時間・料金設定等)に関する業務は県が実施し、それ以外の事実行為に関する業務全般を指定管理者が実施する。なお、同様のスキームは他の地方管理空港において導入事例がある。

【期待される効果】

- ・空港運営業務の民間委託に伴い、民間ノウハウ活用や、長期・一括契約等によるコスト縮減
- ・長期契約を前提とした業務習熟やノウハウ蓄積

スキーム2: 指定管理者制度 (収入インセンティブ付与型)

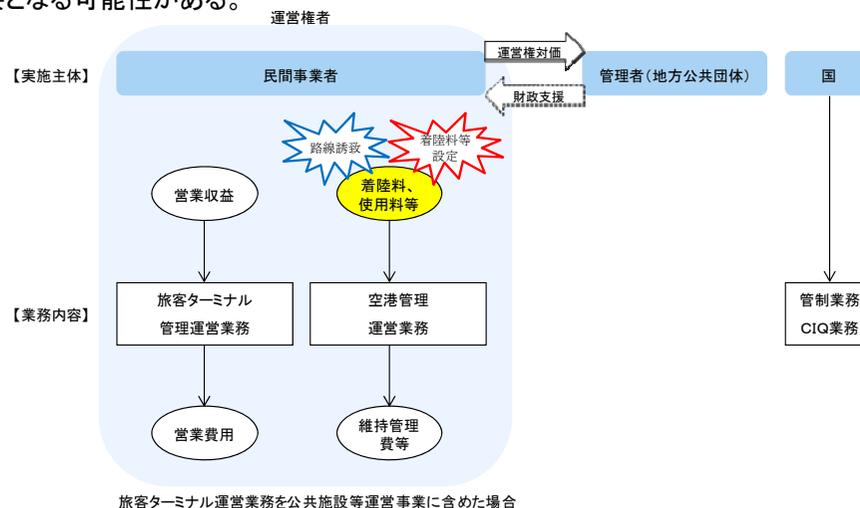
スキーム1の指定管理者の業務範囲に加えて、利活用促進の一部を担わせるとともに、増加収入に対して指定管理料を連動させることで、指定管理者に収入増加に対するインセンティブが働く仕組みとする。

【期待される効果】

- ・スキーム1のメリットに加えて、民間の創意工夫を活かして空港運営と連動した路線誘致策等により、利活用促進の強化及び収入の増加

スキーム3: コンセッション方式(料金收受型)

改正PFI法に基づき公共施設等運営権を設定し、民間の運営権者に運営委託を行う。運営権者には料金設定等に関する裁量権を付与し原則独立採算とするが、空港の収益性によっては引き続き県の財政支援が必要となる可能性がある。



【期待される効果】

- ・民間の業務範囲の拡大とそれに伴う裁量権の付与により、運営権者による空港としての全体最適を考慮した戦略的な空港運営、空港経営の実現

今後の検討課題と進め方

○民間事業者の事業範囲と裁量権限

指定管理者制度には民間が実施できる業務範囲は事実行為に限定され、コンセッション方式でも現行の法制度では運営権者の業務範囲は制限があり、民間のノウハウによる空港経営には限界がある(「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(平成24年3月6日閣議決定)」により当該課題の解決が期待される)。

○官民連携導入時の県の財政負担のあり方

官民連携スキームを導入しても、民間が独立採算により事業を実施することは難しく、当面は県の財政支援が必要であり、県の予算制度上で該当歳出が担保される仕組みや、県民等の理解を深めていく等の対応が必要となる。

○更なる検討の深化の必要性

官民連携スキームの導入には上記の他、既存のターミナルビル会社の位置づけや民間事業者の選定方法、事業の担い手等の具体的な論点、空港運営以外の事業展開についても検討が必要である。今後の官民連携のあり方について、時間とともに変化していく空港運営を取り巻く状況に応じ、提案されたスキームを基本としつつ、さらに検討を広げていく事が必要である。